該道府県の条例により指定された文化財	

二　当該年度の四月一日現在における当該道府県の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に三〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	○・八
緊急調査のうち試掘確認調査	○・八
緊急調査のうち本発掘調査	○・三

十五　軽費老人ホームの運営に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　軽費老人ホームの利用料減免事業に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税における基準財政需要額のうち、高齢者保健福祉費の算定に用いた65歳以上の人口（当該道府県内に所在する指定都市及び中核市に係る65歳以上の人口を除く。）に1,373円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

十六　防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺整備法」という。）の規定により、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた次の各号に掲げる事業（医療法第一条の五第一項に規定する病院の防音工事及び水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道の整備事業を除く。）に要する経費のうち、当該道府県が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額（定額補助に係る国庫補助事業については、当該補助金の額の二分の一又は当該道府県が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額）に〇・五を乗じて得た額とする。

一　防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

二　防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定施設の整備事業

該道府県の条例により指定された文化財	

二　当該年度の四月一日現在における当該道府県の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に三〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	○・八
緊急調査のうち試掘確認調査	○・八
緊急調査のうち本発掘調査	○・三

十六　軽費老人ホームの運営に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　軽費老人ホームの利用料減免事業に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた高齢者保健福祉費に係る高齢者人口（当該道府県内に所在する指定都市及び中核市に係る高齢者人口を除く。）に1,565円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

十七　防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺整備法」という。）の規定により、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた次の各号に掲げる事業（医療法第一条の五第一項に規定する病院の防音工事及び水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道の整備事業を除く。）に要する経費のうち、当該道府県が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額（定額補助に係る国庫補助事業については、当該補助金の額の二分の一又は当該道府県が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額）に〇・五を乗じて得た額とする。

一　防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

二　防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定施設の整備事業